

[事案 2025-88] 入院給付金支払請求

・令和8年1月30日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める入院に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年2月から同年4月までの43日間、外傷性頸部症候群、腰椎捻挫の傷病名で入院したため、平成16年2月に募集代理店を通じて契約したがん保険と、平成21年6月に父を契約者、自分を被保険者として契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したが、約款に定める入院に該当しないことを理由に給付金が支払われなかった。しかし、本入院の必要性と緊急性については病院側が明言しており、約款所定の入院に該当するため、入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款所定の「入院」該当性は、保険事故発生当時の医学水準・医学常識に照らして客観的に必要な入院といえるか否かによって判断されるものであり、主治医が入院を認めたとしても、当然には「入院」該当性は認められない。
- (2)本入院は、保険事故発生当時の医学水準・医学常識に照らして客観的に必要な入院とはいえ、約款所定の「入院」に該当しない。
- (3)申立人の傷害について、主治医は外来による治療が可能と回答している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。